

公益社団法人 日本眼科医会 ビジョンバン活動助成要綱

(目的)

第1条 日本眼科医会（以下「本会」という）は、宮城県眼科医会の東日本大震災による被災地の医療復興を図るために整備された眼科医療支援車両（以下「ビジョンバン」という）を承継して、引き続き被災3県を中心としたビジョンバンを活用した事業を行うとともに、広域災害及び平常時における眼科健診活動等の事業を行い、日本国民の目の健康の保持・増進及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 眼科健診活動等の事業主体は、都道府県眼科医会及び日本眼科学会ならびに関連学会、研究会、大学等非営利団体とする。

(対象事業)

第3条 実施事業は次の各号に掲げるものとする。

1. 都道府県眼科医会が行う地域の眼科健診・検診及び展示活動に関して、ビジョンバンを活用する事業。
2. 日本眼科学会ならびに関連学会、研究会、大学等非営利団体が行う眼科健診・検診および展示活動に関して、ビジョンバンを活用する事業

(事業の申請)

第4条 事業申請をする場合は、次の各号に掲げる書類により、本会会長に申請するものとする。

1. 申請書（別紙様式1）
2. 事業計画及び参考となる資料（ビジョンバンの使用期間等を明記すること）
3. 経費所要額の内訳

(事業の決定)

第5条 事業申請があった時は、本会において申請内容等を審査のうえ、可否を決定し事業申請者に通知するものとする。

(助成の対象経費)

第6条 第3条に掲げる事業のうち次に掲げる経費については、ビジョンバン活動助成要綱細則（別添）の基準限度額の範囲で助成を行うことができる。

1. 眼科健診・検診及び展示活動に係るビジョンバン移送費（高速料金等）
2. 眼科健診・検診に係る活動費（人件費・事務費等）

（助成金の交付）

第7条 助成金の交付は事業終了後に交付するものとする。

ただし、当該事業の遂行上必要があると認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

（実績報告）

第8条 助成事業実績報告書の様式は別に定めるものとし、その提出期限は事業の完了の日から起算して1か月を経過した日までとする。

2. 助成事業実績報告書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。
 - 1) 事業実績報告書（別紙様式2）
 - 2) 事業の成果を説明する補足資料
 - 3) 経費支出額の内訳

（その他）

第9条 第3条の各号に付す条件は、次のとおりとする。

1. 事業の内容の変更（軽微な変更は除く）又は事業を中止する場合には、本会会長に報告しなければならない。（別紙様式3）
2. 事業を行う者は、善管注意義務をもってビジョンバンを使用することとして、善管注意義務違反があったと認められる場合は、その損害に相当する額を求償することがある。
3. この要綱に定めるもののほか、助成等に関して必要な事項は別途協議して定める。

（改廃）

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

1. この要綱は、平成28年4月1日から施行し、本会の平成28年度予算に係る助成制度から適用する。
2. この要綱は、次年度以降の各年度において、当該助成金に係る予算が成立した場合に、当該助成金にも適用する。